社会福祉法人　三愛会
行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、雇用形態を問わず働きやすい環境を整備するため次のように行動計画を策定します。

１．計画期間　　令和　３年　２月　１日～　令和　８年　３月　３１日までの　５年２ヶ月間

２．内容

目標１：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

●令和　３年　２月～　法に基づく諸制度の確認
●令和　３年　４月～　制度に関する規程を再確認・再整備し職員に周知